議案第９３号

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１１月１６日

提出者　杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

杉並区国民健康保険条例（昭和３４年杉並区条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第８条の２から第８条の４までの規定中「第５４条の３第４項」を「第５４条の３第５項」に改める。

第８条の５中「第５４条の３第４項及び第７項から第９項まで」を「第５４条の３第５項及び第８項から第１０項まで」に改める。

第８条の６中「第５４条の３第４項」を「第５４条の３第５項」に改める。

附　則

この条例は、令和９年３月１日から施行する。

（提案理由）

国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

資　　料

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新　　条　　例	旧　　条　　例
（入院時食事療養費） 第８条の２　入院時食事療養費の支給は、法第５２条及び第５４条の３第５項に定めるところによる。	（入院時食事療養費） 第８条の２　入院時食事療養費の支給は、法第５２条及び第５４条の３第４項に定めるところによる。
（入院時生活療養費） 第８条の３　入院時生活療養費の支給は、法第５２条の２及び第５４条の３第５項に定めるところによる。	（入院時生活療養費） 第８条の３　入院時生活療養費の支給は、法第５２条の２及び第５４条の３第４項に定めるところによる。
（保険外併用療養費） 第８条の４　保険外併用療養費の支給は、法第５３条及び第５４条の３第５項に定めるところによる。	（保険外併用療養費） 第８条の４　保険外併用療養費の支給は、法第５３条及び第５４条の３第４項に定めるところによる。
（療養費） 第８条の５　療養費の支給は、法第５４条並びに第５４条の３第５項及び第８項から第１０項までに定めるところによる。	（療養費） 第８条の５　療養費の支給は、法第５４条並びに第５４条の３第４項及び第７項から第９項まで　に定めるところによる。
（訪問看護療養費） 第８条の６　訪問看護療養費の支給は、法第５４条の２及び第５４条の３第５項に定めるところによる。	（訪問看護療養費） 第８条の６　訪問看護療養費の支給は、法第５４条の２及び第５４条の３第４項に定めるところによる。